


標準ガイドライン群 改定のポイント

令和5年3月改定

デジタル庁

はじめに

デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの三部作（本編、解説書、実践ガイドブック）は、毎年度、改定を行っています。
今年度の改定予定内容が固まりましたので、本資料で概要をご説明します。

本編 Normative	解説書 Informative	実践ガイドブック Informative
約100ページ	約300ページ	約400ページ + ひな形等の別紙
デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
- サービス・業務改革並びに政府情報システムの整備及び管理について -	解説書	実践ガイドブック
各 【標準方 1001 【キー サービ 理、IT プロジ ェ計・開 発 【概要】 サービ 統・手順 の共通ル	【標準 10 【キー サー 【概要 解説	【第3編第4章 サービス・業務企画】 が本当に多いのです。 細かな程度で一つ一つの事実を徹底的に把握していくと、今までに気づいていなかった 問題が見えてきます。実際に発生している事実に基づいて問題が可視化できれば、その 問題に対して因果関係の整理を行った上で具体的な改善策を行うことができます。逆に 本当の問題が可視化されなければ、思い込みや仮説に基づいてサービス・業務を設計する ことになり、その問題を解決することはできません。  まとめられた情報（事実が欠けない） C 図4-2 事実を詳細に把握する 内訳、ほらつきを調べる 何かおかしいぞ？ 現場で発生している事実をみる これはまずい!! B. 推 察 を作成する期限等が切られて、検討を短期間で完了させること求められます。 このように少ない体制で多忙な中では、つい現場に足を運ぶことを省略しがちです。サ ービス・業務の概要は、既存のドキュメント(利用者向けの説明文書、内部の業務フローや 業務手順書等)を読み解くことで、これらのドキュメントを欠かすことなく掘り出すことが
政府の情報システムが、 企画、調達、開発、運用等 で守るべきルールを記載	ルール部分の 逐条解説 (趣旨や例示等)	実践的なノウハウ、進め方、 注意点、実例、ひな形等を 記載

1. 本編

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」本編の改定内容

1. 標準ガイドライン（本編） 改定内容の一覧（1/4）

今回の改定における標準ガイドラインの改定内容は以下のとおりです。

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
1	クラウドサービスを活用して情報システムを整備する際は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」の記載に従って、 適切にクラウドサービスを利用する 旨を追記した。また、P M OがP J M Oに対して実施する支援内容について、デジタル庁システムが保有する共通機能との連携・活用に関する記載を追加した。	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」の改定版の公開に伴い、標準ガイドラインにおいても適切なクラウドサービスの利用を促進するため。	第2編 第2章 2. 1) イ h) P M OのP J M O支援に関する記載を修正 第3編 第1章 3. 3) プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項について「 クラウドサービスの適切な利用 」の記載を追加
2	P J M O体制を構築する際に、業務を十分に遂行するのに必要なデジタル関連の実員配置を計画（以降、「 要員計画 」という）し、人的資源の適正化を行うことにより実効的な体制を確立する旨を追記した。	情報システムの開発では、要員の管理が重要であり、プロジェクト初期から担い手を明確にすることで、プロジェクトの成功率を高める。その手段の一つとして、要員計画を立てる重要性を示すため。	第2編 第2章 2. 3) ウ P J M O体制を構築する際に、業務を十分に遂行するのに必要な デジタル関連の実員配置を計画 し、人的資源の適正化を行うことにより実効的な体制を確立する旨の記載を追加 第2編 第5章 ・特にP J M Oが職員主体開発を行う場合、業務内容に応じて政府デジタル人材及び高度デジタル人材の確保・育成を計画的に行う旨の記載を追加 ・各府省とデジタル庁との間において、積極的かつ計画的に人事及び人材交流を推進する旨の記載を追加 ・内部人材の活用においては、P J M Oに対して、P M Oが中心となり、サービス・業務改革並びに政府情報システムの整備又は管理に関する経験が豊富な職員が多く在籍する他のP J M O等から必要な指導及び援助がなされるよう努める旨の記載を追加

1. 標準ガイドライン（本編） 改定内容の一覧 （2/4）

（前ページの続き）

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
2 (続き)	P J M O体制を構築する際に、業務を十分に遂行するのに必要なデジタル関連の実員配置を計画（以降、「要員計画」という）し、人的資源の適正化を行うことにより実効的な体制を確立する旨を追記した。	情報システムの開発では、要員の管理が重要であり、プロジェクト初期から担い手を明確にすることで、プロジェクトの成功率を高める。その手段の一つとして、要員計画を立てる重要性を示すため。	第3編 第2章 1. 2) ~ 4)、2. <ul style="list-style-type: none"> ・ P J M O体制を構築する際に、要員計画を行う旨の記載を追加 ・ プロジェクト推進責任者が P J M O各担当と事前調整を行うプロジェクトへの関与の仕方について例示を追加 ・ P J M O体制の構築の際に行う要員計画をプロジェクト計画書の一部として管理する旨の記載を追加 第3編 第5章 1. 1) R F Iの実施の際、事業者に対して求める内容に、P J M Oが示す要件定義の要件を実現するために必要な要員の見込みを追加
3	情報システムを構築後、プロジェクトの実施期間に 何度も繰り返して機能改修等 を行い、情報システムの有効性を高めることが重要である旨を、イメージ図として追記した。	情報システムの構築後も、継続的な情報システムの有効性を向上させ続けることの重要性を示すため。	第3編 第1章 2.、3. 4) <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト期間を通じた機能改修のサイクルについてのイメージ図を追加 ・ プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項についての記載を追加
4	標準ガイドライン本編のプロジェクトの標準的な 活動スケジュールの例を通常規模を前提 に差し替えた。	設計開発に2年かかる大規模プロジェクトを前提とした例示となっていたが、多くのプロジェクトでは単年度で開発できるものが多いため、読み手が実感しやすくすることを目的に前提例を変更した。	第3編 第1章 2. 図3-2を 設計・開発が単年度となるスケジュールに修正 。また、プロジェクトでサービスを利用する場合のスケジュールを追加

詳細は8p

1. 標準ガイドライン（本編） 改定内容の一覧 （3/4）

（前ページの続き）

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
5	近年の大規模かつ高度なサイバー攻撃に対応するために、情報システムの ライフサイクル全般を通じてセキュリティ確保 に努める旨を追記した。	「政府情報システムにおけるセキュリティ・バイ・デザインガイドライン」の公開に伴い、標準ガイドラインにおいても情報システムのライフサイクル全般を通じてセキュリティ確保を促進するため。	第3編 第1章 3. 2) プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項に「 セキュリティ・バイ・デザインの実施 」の記載を追加
6	P M Oの 工程レビュー結果のデジタル庁への通知 、デジタル庁による指摘、助言又は指導等に関する記載を削除した。	「一元的なプロジェクト監理」として実施している執行段階レビューの中で同等内容を実施していることを踏まえ、作業重複をなくすため。	第3編 第2章 4. 2) イ～ウ 工程レビュー実施手順書の改定に伴い、P M Oのレビュー結果の デジタル庁への通知 、デジタル庁による指摘、助言又は指導等に関する記載を削除
7	クラウドサービスを利用する際に、P J M Oは、業務及びデータの把握と分析の結果を踏まえ、 業務・情報の影響度評価 を実施する旨を追記した。	ISMAP-LIUが令和4年11月1日から運用を開始したことに伴い、「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則」との整合性を確保するため。	第3編 第4章 2. クラウドサービスの利用時に、業務・情報の影響度評価 を実施する旨の記載を追加
8	調達時点で、情報システムの実現案について 事業者の創意と工夫を提案として受けられる ように配慮するよう記載を追加した。また、システム方式の決定について、要件の記載の粒度に配慮するよう記載を追加した。	事業者からの提案を受けるにあたって、創意と工夫のある提案を求め、事業者の自由な提案を妨げるような限定的な要件の記載を防ぐため。	第3編 第5章 2.、2. 1) エ ・実現案について事業者の 創意と工夫 を提案として受けられるように配慮するよう記載を追加 ・システム方式の決定について、要件の記載の粒度に配慮するよう記載を追加
9	システム方式に関する事項において、特にクラウドサービスについては クラウドサービスプロバイダが提供するサービス機能を最大限活用 する旨を追加した。	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」の改定版でクラウドサービスプロバイダが提供するサービスを活用する旨が強調されており、整合性を確保するため。	第3編 第5章 2. 1) ウ b) システム方式に関する事項について、 クラウドサービスプロバイダー提供機能の活用 に関する記載を追記

1. 標準ガイドライン（本編） 改定内容の一覧 （4/4）

（前ページの続き）

No	改定概要	改定理由	改定箇所及び改定履歴
10	情報システムの操作方法を示すシステム操作マニュアルについて、職員も主体的に一緒に作成する旨と、 国民等の多数の利用者が参照するマニュアル については、利用環境に応じて閲覧・検索しやすい形式で提供するように努める旨を追記した。	設計・開発事業者に対して作成を求めているシステム操作マニュアルについて、職員も主体的に作成の関与を促し、情報システムの利用者にとってより閲覧・検索しやすいマニュアルの提供を促進するため。	第3編 第5章 2. 1) ウ o) 教育に関する事項について、国民等の多数の利用者が参照するマニュアルを利用環境に応じて 閲覧・検索しやすい形 で提供するように努める旨の記載を追記 第3編 第7章 5. 5) ・利用者の視点を含めてシステム操作マニュアルを作成するように記載を追記 ・システム操作マニュアルの作成について、国民等の多数の利用者が参照するマニュアルを利用環境に応じて 閲覧・検索しやすい形 で提供するように努める旨の記載を追記
11	非機能要件で検討すべき事項の一つである「システム稼働環境に関する事項」について、サーバ・クラウド面の環境の要件だけでなく、 クライアント側の要件（対応OSやブラウザ等） も記載する旨を追記した。	システム稼働環境に関する事項について、クライアント側の要件（対応OSやブラウザ等）の記載が考慮されていなかったため。	第3編 第5章 2. 1) ウ k) 情報システム稼働環境に関する記載に、 クライアント側の要件 を記載するように修正
12	P J M Oは、設計・開発事業者 に要件定義書と設計書の整合性 の確認結果の報告を求め、設計・開発事業者とともにその内容の確認を行う旨を追記した。	P J M Oが要件定義書と設計書の整合性を確認することが望ましいが、実際のプロジェクトでは設計・開発事業者が作成した設計書が整合性を確認しやすい構成になっていない場合があるため。	第3編 第7章 4. 2) P J M Oは、設計・開発事業者 に要件定義書と設計書の整合性の確認結果 の報告を求め、設計・開発事業者とともにその内容の確認を行う旨の記載を追記
13	「別紙2 情報システムの経費区分」の「1）整備経費」に、 新規に「サービス利用料」 を追加した。	「サービス利用料」は運用経費の項目としていたが、設計・開発段階でクラウドサービスを利用する場合があることに対応するため。	別紙2 「1）整備経費」に、 「サービス利用料」 の項目を追加

詳細は9p

No.3 標準ガイドライン全体のプロセスを表すイメージの追加

プロジェクトの実施期間に何度も機能改修を繰り返して情報システムの有効性を高めることが重要である旨を記載しました。

第3編 ITマネジメント 第1章 ITマネジメントの全体像

図3-2 プロジェクトの標準的な活動スケジュール



本ガイドラインにおけるプロジェクトの期間は、当該情報システムのライフサイクル期間とすることを基本とし、更改の場合は、後続プロジェクトとして当該プロジェクトと分けて管理するものとする。なお、制度や業務の中で数年単位のサイクルがある場合は、プロジェクトの期間をそのサイクルに合わせて設定することもできる。

なお、情報システムが本番稼働を開始した後も、制度改正への対応、他の新たなサービスとの連携、業務内容の変更、利用状況の変化等、プロジェクト期間中に情報システムの状況に変化が生じ得る。外部環境・内部環境それぞれの変化やモニタリング結果等を踏まえ、図3-3に示すイメージのように、プロジェクトの期間を通じて何度も機能改修のサイクルを繰り返し、情報システムの有効性を高め続けることに留意が必要である。

(中略)

3. プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項

1) 非常時におけるプロジェクト推進

平常時のみならず感染症の拡大、大規模災害の発生等の非常時においても、P M O等の支援や助言を受けるなど、適切なサービスを提供するために必要な開発プロセスを経るものとする。

2) セキュリティ・バイ・デザインの実施

近年の大規模かつ高度なサイバー攻撃に対応するために、情報システムのライフサイクル全般を通じてセキュリティ確保に努めること。

3) クラウドサービスの適切な利用

クラウドサービスを活用して情報システムを整備する際は、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針」の記載に従って、適切にクラウドサービスを利用すること。

4) 情報システムの安定的な運用

プロジェクトの推進においては情報システムの整備を確実に行うことに着目しがちであるが、情報システムが本番稼働を開始した後も、日頃の運用・保守作業を確実にを行い、利用者が情報システムを安定的に利用できるように努めること。その上で、機能改修のサイクルを繰り返し、情報システムの有効性を高め続けることも重要である。

この絵を新設

No.13 「別紙2 情報システムの経費区分」の整備経費に、「サービス利用料」を新規追加

現行版では運用経費にサービス利用料（クラウド経費等）を分類していましたが、整備経費にも同様にサービス利用料を追加しました。（クラウドの整備自体の費用や、実証実験（PoC）としてクラウドを利用する場合の費用に対応できるように）

整備経費

経費区分	摘要
1) 整備経費	情報システムの整備（新規開発、機能改修・追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう。）に要する一時的な経費 目的により、投資的整備と維持的整備のものに分けられる。 <ul style="list-style-type: none"> 投資的整備 国民・利用者の利便性向上・負担軽減や業務効率化、経済効果の創出、システムのスリム化などの面で積極的に効果を得ることを目的として行うもの（注1） 維持的整備 外部環境の変更等により生じる障害の回避を目的として、義務的に行うもの（仕様変更を伴うが効果を得ることを目的としないもの）（注2）
ア 調査研究等経費	情報システムの整備に当たり、業務の設計、要件定義を行う目的で行う現状分析、プロトタイプ作成、ドキュメント作成支援、調査研究等に要する経費（最適化計画の策定に要する経費を含む。）
イ 設計経費	情報システムの整備に際し、その開発に関する設計書の作成に要する経費
コ ハードウェア買取経費	情報システムを構成するハードウェアの買取りに要する経費
サ ソフトウェア買取経費	情報システムを構成するソフトウェア製品のライセンスの買取り又は更新に要する経費
シ サービス利用料	情報システムの整備に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービスなど、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費及び国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用開始に要する経費
ス その他整備経費	アからサまでのいずれにも該当しない情報システムの整備に要する経費

新設

運用経費

経費区分	摘要
2) 運用等経費	情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費
ア システム運用経費	情報システムの正常な稼働を保持するために行うハードウェアの状態ファイルの管理、アプリケーションの設定等の管理、障害に対する予防等の措置など、仕様変更や構成変更を伴わない情報システムの技術的及び管理的業務の実施に要する経費
イ 業務運用支援経費	情報システムの稼働に当たって、業務実施部門が行う業務（データ作成（Webサイトやeラーニングのコンテンツ作成等）、データ受付・登録等）の運用支援に要する経費
ウ 操作研修等経費	情報システムの利用に当たって、当該情報システム部門の担当者又は情報システムの利用者に対する操作研修等（教材作成・更新を含む。）に要する経費
エ ヘルプデスク経費	職員等の情報システム利用者からの問合せに対応するために行う業務に要する経費
サ ハードウェア借料	情報システムを構成するハードウェアについて、その使用に要する借料
シ ソフトウェア借料	情報システムを構成するソフトウェア製品について、その使用に要する借料
ス サービス利用料	情報システムの稼働又は利用に当たって、ASP、SaaS、PaaS、ホスティングサービスなど、国の行政機関以外の者が提供するサービスの利用に要する経費
セ 通信回線料	情報システムを構成する回線の利用に要する経費
ソ 施設利用等経費	情報システムを構成するハードウェアを設置する施設、データ等を保管する施設又は運用事業者等が運用・保守等を行うために駐在する施設の利用等に要する経費
タ その他運用等経費	アからソまでのいずれにも該当しない情報システムの運用等に要する経費

既存記載（変更なし）

2. 解説書

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」の改定内容

2. 標準ガイドライン解説書 改定内容の一覧 (1/2)

本編改定に伴う修正です

今回の改定における解説書の改定内容は以下のとおりです。

No	改定概要	改定理由	改定箇所
1	標準ガイドライン本編の記載に合わせ、本編からの引用部分等を修正した。	標準ガイドライン本編との整合性を確保するため。	第3編 全体
2	「3. プロジェクトを適切に推進するために留意すべき事項」に、情報システムの安定的な運用に関する記載を追加した。	情報システムの構築後も、継続的な情報システムの有効性を向上させ続けることの重要性を示すため。	第3編 第1章 3. (3)
3	P J M O体制を構築する際に、業務を十分に遂行するのに必要なデジタル関連の要員計画を立て、人的資源の適正化を行うことにより実効的な体制を確立する旨を追記した。また、多数のステークホルダーが存在する大規模なプロジェクトにおいてステークホルダーのプロジェクトへの関与にあたっては、各ステークホルダーの役割、専門性、関与度合等を考慮することが重要である旨を追記した。	情報システムの開発では、要員の管理が重要であり、プロジェクト初期から担い手を明確にすることで、プロジェクトの成功率を高める。その手段の一つとして、要員計画を立てる重要性を示すため。	第3編 第2章 1. 3) (4)
4	「ISMAP for Low-Impact Use (ISMAP-LIU)」の概要と、クラウドサービスを利用する際の事前申請プロセスにおいて、P J M Oは業務及びデータの把握と分析の結果を踏まえ、業務・情報の影響度評価を実施する旨を追記した。	令和4年11月1日から運用を開始したISMAP-LIUについて、P J M Oが担うべき役割を明らかにするため。	第3編 第4章 2. (2)
5	情報システムの調達を行う際に、より良い情報システムとするために、プロジェクトの目的や背景を要件定義書に明確に記載し、事業者から質の高い提案を受けられるようにする旨を追記した。	事業者からの提案を受けると、創意と工夫のある提案を求め、事業者の自由な提案を妨げるような限定的な要件の記載を防ぐため。	第3編 第5章 2. (1)
6	発注者は、事業者から実現方式について提案を受けられるよう、製品やサービスを限定しない程度に要件を整理し、事業者から提案を受けたい部分を明示する旨を追記した。		第3編 第5章 2. 1) I (9)

2. 標準ガイドライン解説書 改定内容の一覧 (2/2)

(前ページの続き)

No	改定概要	改定理由	改定箇所
7	調達単位の細分化の実現可能性の検討観点やリスク、調達単位細分化のアプローチを追記した。	調達単位の細分化において考慮すべき事項等を周知するため。	第3編 第6章 1. 1) (1)
8	システム操作マニュアルを利用環境に応じて閲覧・検索しやすい形式の例として、HTMLで提供する方法を追記した。	標準ガイドラインに記載されていなかった「閲覧・検索しやすい形式」の情報を補完するため。	第3編 第7章 5. 5) (6)

3. 実践ガイドブック

「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」の改定内容

3. 実践ガイドブックの改定内容の一覧

情報システムの整備・運用に関する各分野について、実際のプロジェクトでの経験を横展開するための改定を実施。

No	改定概要	改定理由	改定箇所	
1	プロジェクトの立ち上げ承認時に、手段の妥当性を確認する事例の追加	手段の妥当性の例示がなく、どのような観点で妥当性を判断すべきかが明確でなかったため	第2章 プロジェクトの管理	詳細は16p
2	クラウドサービスの利用時に想定外のコストの発生等リスクを回避するための工夫	クラウドサービスの利用時に想定外のコストが発生する等のリスクとその対応策を周知するため。	第2章 プロジェクトの管理	詳細は16p
3	政府情報システム整備における費用対効果の考え方	政府情報システム整備における費用対効果の考え方を周知するため。	第4章 サービス・業務企画	詳細は17p
4	オープンソースソフトウェア（OSS）利用におけるメリットや注意点に関する記載の拡充	オープンソースソフトウェア（OSS）利用におけるメリットや注意点を周知するため。	第5章 要件定義	詳細は17p

上記以外にも、以下の内容を実践ガイドブックの各所に追記。

- 調達に必要なドキュメントの関係図の修正
- 調達においてベンダーロックインを防止するための工夫
- 総合評価落札方式におけるライフサイクルコストの観点で評価するための工夫
- プロジェクト初期におけるテスト全体計画書の作成の推奨
- 仕様書及び仕様書に紐づく設計書等の適切な文書管理の推奨
- 情報システムの改修案件において効率性に配慮したテストを計画するための工夫

実践ガイドブック追記箇所 (1/2)

1 手段の妥当性

■ 改定の目的

- 手段の妥当性の例示がなく、どのような観点で妥当性を判断すべきかが明確でなかったため。

■ 改定箇所

- 実践ガイドブック 第3編 第2章 Step.2 2 手段の妥当性を確認する【新設】

手段の妥当性の確認 (一部紹介)

2 手段の妥当性を確認する

プロジェクトの立上げに当たって、プロジェクトの目標とする成果を定め、その成果を得るための手段が妥当であることを確認します。以下では、手段の妥当性を確認する観点について、例を示します。必ずしもこの分類で考える必要はありません。プロジェクトの特性、実状に応じて、本質的に確認すべき観点を事前に考えてみてください。

● プロジェクト立上げ要否の検討

➢ 情報システムを整備する必要があるか。

例えば、現行の業務では、担当職員が国民からの問合せを属人的に管理する問合せ履歴に記録しており、部署内での情報共有がうまくいっていないという課題があるとする。この業務を情報システム化するプロジェクトの立上げの妥当性を評価する場合、そもそも情報システムを整備する必要があるのかを評価する。問合せ件数が少ない場合、情報システムを整備するのではなく、問合せ履歴を記録したExcelファイルを部署内の誰もが参照・更新できるような運用方法に変更するという選択肢もあり得る。なお、その際は、機械判読可能な表記方法とすることに留意すること。

また、業務によっては現行の業務から変更しないという選択肢も合わせて検討する。

2 クラウドのコスト

■ 改定の目的

- クラウドサービスの利用時に想定外のコストが発生する等のリスクとその対応策を周知。

■ 改定箇所

- 実践ガイドブック 第3編 第2章 Step.3 2 B コストに関するリスクと対応方法の例【追記】

クラウドサービスの利用時に想定外のコストの発生等リスクの回避

● クラウドサービスの契約内容の変更等に伴い想定外のコストが発生するリスク

クラウドサービスの料金体系やサービス内容の変更等により、想定外のコストが発生するリスク。例えば、IaaSを利用して情報システムを構築する際に、途中で値上げがあった場合は、それに応じざるを得ず、またサービス内容の変更があった場合は、それに伴う情報システムの構成に関する検討等の追加作業が発生し、情報システムの構築にかかるコストが増加する。また、利用していたサービスの一部が終了する場合もあり、他のサービスへの切替え等に伴う作業が発生する。

→値上げによるリスクを軽減するために、利用するクラウドサービスのうち変更可能なサービスや縮退可能なリソースをあらかじめ特定しておき、リスクが顕在化した際は、サービスレベル変更やリソース停止により縮退運転を行う。

→サービス内容の変更や終了によるリスクを軽減するために、情報システムを整備する際に、情報システムを構成する要素を特定のベンダの技術や製品に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとし、将来的に他の製品やサービスへの乗り換えが可能な構成とする。

実践ガイドブック追記箇所 (2/2)

3 費用対効果

■ 改定の目的

- 政府情報システム整備における費用対効果の考え方を周知。

■ 改定箇所

- 実践ガイドブック 第3編 第2章 Step.2 1 B「K G I」「C S F」「K P I」を設定する【追記】、Step.2 2 プロジェクトの投資対効果を算出する【新設】
- 実践ガイドブック 第3編 第4章 Step.5 2 G.精緻に効果を積算し、主要な効果を実感可能なものとする【追記】

政府情報システム整備における費用対効果の考え方 (一部紹介)

G. 精緻に効果を積算し、主要な効果を実感可能なものとする

効果は業務フローに紐づけるとわかりやすくなると説明しました。

では、紐づけられたそれぞれの効果の大小を定量的に示すには、どのような積算を行えばよいでしょうか。

効果算定の基本となるのは、「1件あたりの効果」×「件数」という掛け算です。業務時間の削減効果であれば、「業務1件あたりの削減時間」×「業務件数」や、「職員1人あたりの削減時間」×「職員数」といった掛け算になるでしょう。また、国民の満足度向上など定性的な効果が見込める場合であっても、「満足度調査で大変満足と満足の合計の割合が8割以上」のように定量的な指標を設定することができます。

具体的に、国民の利便性向上や経済効果が見込まれる場合を考えてみましょう。事業者が製品を販売するために国の認可が必要となる場合のように、国に対する申請自体が事業者の売上や利益に直結する場合には、申請から認可取得までの期間の短縮により、事業者の販売の機会が増え、売上や利益の拡大に繋がります。このような場合、「情報システムの利用によって短縮された期間に申請者が得られると推測される利益/件」×「情報システムを利用した申請件数」という掛け算により効果を算出できます。

また、別の例として、届出のワンストップ化など、国民及び利用者の負担軽減、又は行政事務の省力化等のように経費の削減を目的とした場合は、「デジタル化による削減効果/件」×「当該システムを利用した申請件数」という掛け算により効果が算定できます。

4 OSS

■ 改定の目的

- オープンソースソフトウェア（OSS）利用におけるメリットや注意点を周知。

■ 改定箇所

- 実践ガイドブック 第3編 第5章 Step.6 1 K.情報システム稼働環境に関する事項「オープンソースソフトウェアの特徴を理解して採用する」【新設】

OSS利用におけるメリットや注意点 (一部紹介)

オープンソースソフトウェア（OSS）には、ライセンス費用がかからないなどのメリットがある一方で、不具合があってもサポートを受けられないなどのデメリットもあります。メリットとデメリットの両方を正しく理解した上で、OSSの採用を検討しましょう。

	メリット		デメリット
拡張性	・公開されているソースコードをもとに、不具合の修正や機能拡張などを行うことができる。	コンプライアンス	・OSSを利用して独自に開発したアプリケーションについてもソースコードを開示する義務が生じる可能性がある。
コスト	・ライセンス料がかからず、導入コストを抑えられる。 ・ベースとなる機能や部品として利用することで、開発工数を削減できる。	サポート	・OSS開発者へ損害賠償請求等ができない。 ・ライセンス違反を理由に第三者から訴訟を起こされる可能性がある。
先進性	・先進的な機能が利用できることも多い。	セキュリティ	・ソースコードが公開されているため、脆弱性を突いた攻撃を受ける可能性がある。
セキュリティ	・市販のソフトウェア等では、ソースコードを確認することができないが、OSSでは、ソースコードが公開されており、脆弱性等を直接確認することができる。	不具合修正	・活動が停滞しているOSSの場合、不具合対応されない場合がある。
品質	・多くのユーザが利用しており、活動が活発なOSSの場合は安定した品質を期待できる。		